

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の公布に伴う北海道個人情報保護条例の改正について（答申）

平成16年6月

北海道個人情報保護審査会

## 答申に当たって

北海道個人情報保護審査会は、不服申立ての審議や北海道個人情報保護条例の運営に関する事項の調査審議、また、個人情報保護制度の在り方について審議を行うことを目的として、平成6年4月に知事の附属機関として設置された。これまで当審査会は、北海道個人情報保護条例に基づき、数々の案件を審議し、知事に対して答申をしてきたところである。

北海道個人情報保護条例は、平成6年10月に施行され、数度の改正を重ねて現在に至っているが、この間、社会における個人情報を取り巻く環境は、インターネットの急速な発達、住民基本台帳ネットワークシステムの導入など、高度情報通信社会の進展で利便性が高まった反面、個人情報の漏えいなどの不適正な取扱いが報道等で取り沙汰されるなど、大きく変化している。これに伴い、道民は、個人情報の保護に対して、その意識を高めているところである。

こうした状況の中、国において、個人情報保護関係5法が、国会での審議の末、平成15年5月30日に公布された。このうち、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）では、個人情報の適正な取扱いに関して、基本理念、国及び地方公共団体の責務、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務等を定めており、また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。）では、国の行政機関を対象に、保有する個人情報の適正な取扱いを図り、個人の権利利益を保護することを目的として、職員の義務規定や開示請求等を定めている。

当審査会は、平成15年10月17日に知事から北海道個人情報保護条例の改正について諮問を受け、同年11月6日から計17回審議を重ねた結果、ここに答申を出すに至ったところである。

この答申は、本道における個人情報保護制度の更なる充実を図ることを目的として、実施機関の拡大、職員等に対する罰則規定や利用停止請求制度の創設等、条例の改正項目を検討し、取りまとめたものである。

今後、道がこの答申の趣旨を十分踏まえて、速やかに条例改正に取り組み、道の個人情報保護制度が更に充実したものとなることを期待するものである。

平成16年6月29日

北海道個人情報保護審査会

会長 岡田 信弘

### 個人情報保護関係5法

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 目 次

1	実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて	1
2	罰則規定について	7
3	個人情報の利用停止請求・是正の申出について	11
4	受託業務従事者に対して職員(職員であった者を含む。)が負うべき義務と同様の義務を課すことについて	14
5	開示請求に係る対応について	
	(1) 裁量的開示について	15
	(2) 存否応答拒否について	16
6	個人情報の範囲について	
	(1) 死者に関する個人情報の取扱いについて	17
	(2) 法人等の役員に関する情報の取扱いについて	18
	(3) 職員の人事、給与、福利厚生等に関する情報を開示請求等の対象とすることについて	19
	(4) 個人情報ファイルについて	20
7	利用目的の明示について	21
8	北海道個人情報保護審査会の統合について	22
9	その他	
	(1) 不服申立てに係る規定の整備について	23
	(2) 行政機関法で適用除外としている個人情報の取扱いについて	25
	(3) 個人情報取扱事業者への対応について	26
	(4) オンライン結合による提供の制限について	28
	(5) 事案の移送について	29
	(6) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について	30
	(7) 大量請求の場合における開示等の決定期間延長について	30
参考		
1	北海道個人情報保護審査会の審議状況	31
2	北海道個人情報保護審査会の委員名簿	32

## 1 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて

新たに公安委員会及び警察本部長を条例の実施機関に加えることが適当である。これに伴い、現行条例にある収集の制限（第7条）等について、警察業務の特殊性を勘案し、併せて見直しを図る必要がある。

### （説明）

現行条例における実施機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者である。公安委員会及び警察本部長が実施機関に含まれていないのは、条例制定前の平成5年8月、北海道個人情報保護懇話会が示した「北海道の個人情報保護制度に関する提言」において、公安委員会の広範的機能に由来する全国的な調整の必要性や捜査活動への影響等、解決すべき問題が残されていることから、更に検討を加え、実施機関となり得る条件が整った段階で実施機関に加える旨の提言をしたことによるものである。

平成15年5月に個人情報保護関係5法が公布されたが、その中の行政機関法では、国家公安委員会及び警察庁が、国の個人情報保護制度の対象行政機関として位置付けられていること、総務省から、行政機関法がすべての行政機関を対象としていることを踏まえ、各都道府県においても、現行条例の実施機関ではない執行機関を条例の対象とする旨の要請があること、各都府県で公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることで検討していること、を勘案すると、道において、公安委員会及び警察本部長を条例の実施機関に加えるべき条件が整ったと判断するのが適当である。

警察の責務は、警察法第2条第1項において、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」と定められており、警察は警察の責務遂行のために、個人情報の収集・利用等を行っているところであるが、特に犯罪の予防・捜査等に係る個人情報の取扱いについては、秘匿性が求められること等の特殊性があり、また、犯罪の組織化、広域化、国際化等への対応のため、警察庁を含めた全国的斉一性が必要と認められる。

このことから、審査会としては、公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることに当たっては、個人情報の適切な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な道政の推進に資することを目的とする条例の趣旨が及ぶのは当然であるものの、警察の説明等を踏まえ、道民の安全と平穏を守るために警察が果たしている重責を考慮し、慎重かつ十分に検討を行った。検討の結果、実施機関として加わる場合の条例改正に当たっては、犯罪の予防・捜査等における警察責務の遂行に支障が生じないように十分に配慮することとし、次のとおり一定の例外規定を設けるとともに、関係規定の整理が必要であると判断した。

なお、公安委員会及び警察本部長が実施機関として加わることに伴って適用される関係規定の実施時期については、関係規則等の整備、職員への周知・教養、文書整理等のため、一定の期間を確保する必要があることを考慮して、遅くとも改正条例の施行後6月以内を目途とすべきである。

## (1) 収集の制限の適用除外について

### ア 本人以外からの収集について

現行条例では、実施機関が個人情報を収集するときは、目的の明確化、目的の範囲内での収集、本人からの収集を原則としており、法令等の規定に基づくとき、本人の同意があるとき等を除いて、本人以外から収集してはならないこととしている。

### イ センシティブ情報の収集について

現行条例では、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（いわゆる「センシティブ情報」）について、それが基本的人権に関わるものであること、また、収集によって個人の権利利益を侵害するおそれが大きいことから、原則として収集してはならないこととしている。

公安委員会又は警察本部長が所掌する事務のうち、被疑者情報や犯罪情報等の特に犯罪の予防・捜査等に係る個人情報の収集については、その性質上、本人以外からの収集やセンシティブ情報の収集を制限すると、犯罪捜査等の目的を達成できなくなるおそれがあると考えられるため、収集の制限について他の実施機関とは異なる取扱いをする必要性があると認められる。

このことから、審査会としては、公安委員会又は警察本部長が所掌する事務について収集の制限の規定を適用する場合、刑事法の執行を中心とした犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に係る事務については、その業務の目的達成のため、本人以外からの収集やセンシティブ情報の収集をせざるを得ないこと等の特殊性があることを認め、これらの事務の遂行に支障が生じないようにするため、収集の制限の例外とすることが適当であると判断した。

## (2) 利用及び提供の制限

現行条例では、個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外へ提供してはならないが、一方、法令等の規定に基づくとき、本人の同意がある場合等は、利用及び提供の制限から除外され、目的外の利用又は提供は認められると規定している。

審査会としては、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるに当たり、利用及び提供の制限における例外規定の整理を検討したが、公安委員会又は警察本部長が所掌する事務を分類して例外規定を設ける必要性が乏しいこと、また、他の実施機関を含めて、個人情報を取り扱う事務で整理するよりは実施機関が個人情報を利用又は提供する目的で整理する方が、例外規定を設ける上で適切であることから、公安委員会又は警察本部長が所掌する事務について例外規定を設けることはせず、実施機関に共通した次の項目について、利用及び提供の制限の例外として明文化することが適当であると判断した。

ア 同一実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供する場合で、事務の遂行に必要な限度で使用し、使用することに相当な理由があるとき。

実施機関が、同一実施機関内で利用すること又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）若しくは他の実施機関に対して個人情報を提供をすることについて、事務の実態によっては、個人情報の提供がなければ適正な事務の執行に支障が生じる場合があること、実施機関が事務の手段として個人情報を提供することが公益上求められる場合があること、提供によって行政運営の効率化が図られること、などに考慮しなければならない。

このことから、審査会としては、一律に他の実施機関又は国等への個人情報の目的外提供を制限するのではなく、提供先が事務の遂行に必要な限度で使用し、使用することに相当な理由があるときには、認めることとするのが適当であると判断した。ここでいう相当の理由とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由であると考ええる。

ただし、この場合における目的外提供に当たっては、個人情報の当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限定すべきである。

イ アに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

道立の医療機関が、当該医療機関で保有している患者の診療録等を学術研究のために大学や試験研究機関等の外部機関に提供することが必要な場合がある。学術研究のためには、診療録等のデータが不可欠であり、また、個人情報の提供が今後の治療の進展にもつながることを踏まえると、こうした場合の個人情報の利用又は提供は、公益上必要なものといえる。

このことから、審査会としては、国等の公的機関以外の民間等第三者への個人情報の目的外提供について、一律に制限するのではなく、個人情報を提供することについて特別の理由があるときには、認めることとするのが適当であると判断した。ここでいう特別の理由とは、少なくとも、実施機関に提供する場合と同程度の公益性があり、しかも、当該情報の提供を受けなければ、提供先の事務の目的を達成することが困難な場合などの理由であると考ええる。

ただし、この場合における目的外提供にあたっては、個人情報の当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限定すべきである。

### (3) 公共の安全等に関する情報について

行政機関法では、行政機関が公共の安全等に関する情報（犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当な理由がある情報。以下「公共安全情報」という。）の開示等を判断するに当たり、行政機関の第一次判断権を尊重する規定を置いている。これは、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの事務の特殊性から、

司法審査の場合には、裁判所は行政機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨である。本道では、情報公開制度において、公安委員会及び警察本部長に対して、公共安全情報に係る第一次判断権を認めている。

一方、現行条例では、公共安全情報を非開示情報の一つとして規定しているが、実施機関に対して第一次判断権を尊重する規定にはなっていない。

審査会としては、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるに当たり、公共安全情報に係る非開示条項に第一次判断権を認めるか否かについて検討した。検討の結果、公安委員会又は警察本部長が所掌する事務の中に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するものが多岐にわたること、また、公共安全情報の開示・非開示の判断は、情報公開制度、個人情報保護制度で異なるものではないこと等を踏まえると、個人情報保護条例においても、第一次判断権を認めるのが適当であると判断した。この場合、第一次判断権は、取り扱う個人情報の性質や情報公開条例との整合性を勘案して、公安委員会及び警察本部長に対してのみ認め、また、情報公開条例と同様に、個人情報保護条例でも公共安全情報を類型化して明示すべきである。

#### (4) オンライン結合について

現行条例では、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、実施機関は、通信回線による電子計算組織の結合（以下「オンライン結合」という。）によって個人情報を実施機関以外へ提供してはならないこととしている。また、実施機関は、オンライン結合により個人情報を提供するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないこととしている。これは、行政サービスの向上や事務処理の効率化に大きく寄与する反面、情報に随時アクセスすることができる等、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいため、実施機関以外への提供を制限するためである。

審査会としては、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるにあたり、オンライン結合による提供制限について、例外規定の整理を検討したが、利用及び提供の制限における検討結果と同様に、オンライン結合においても、公安委員会又は警察本部長が所掌する事務について例外規定を設けることはせず、実施機関に共通した例外規定を検討することが適当であると判断した。

#### (5) 個人情報取扱事務登録簿

現行条例では、実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、事務の目的、個人情報の対象者の範囲、収集先等を個人情報取扱事務登録簿（以下「事務登録簿」という。）に登載して公表することとしている。事務登録簿の公表により、道民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認できるようにするとともに、自己に関する個人情報の開示請求に資することにもなる。

公安委員会又は警察本部長が所掌する事務を遂行する上で収集又は利用する個人情報のう

ち、これを公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生じるおそれのある個人情報を取り扱う事務については、事務登録簿への登載規定の適用から除外する必要性があると認められる。

このことから、審査会としては、公安委員会又は警察本部長が所掌する事務のうち、刑事法の執行を中心とした犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に係る事務については、収集する個人情報の内容や収集方法等について秘匿性が認められ、これを公表すると、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあることから、事務登録簿の適用除外とすることが適当であると判断した。

## 参考

### 北海道個人情報保護条例

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

#### (個人情報取扱事務登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
  - (5) 個人情報の対象者の範囲
  - (6) 個人情報の記録項目
  - (7) 個人情報の収集先
  - (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

#### (収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明であること、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき及び北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

#### (利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### (電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

- 2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ北海道個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

## 2 罰則規定について

実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を担保するとともに、公正で民主的な道政の推進に資するため、地方公務員法の守秘義務違反等に対する罰則に加え、条例でも各義務に違反した場合に、職員等、受託業務従事者及び審査会委員に対して、罰則を科すことが適当である。

また、偽りその他不正の手段により開示を受けた者に対しても、秩序罰として過料を科すことが適当である。

### (説明)

現行条例では、従来、地方公務員法の守秘義務違反に対する罰則が既に存在していたことにより、実施機関の職員による個人情報の不正提供、漏えい等に対する罰則は定めてはなかった。しかし、近年の個人情報漏えい事件の発生等により、道が保有する個人情報の取扱いに対して、道民が強く関心を持つとともに、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の大量処理が可能な情報処理システム等の誤操作や不正使用等によって、個人の権利利益の甚大な被害が想定されるなど、道が保有する個人情報の適正な取扱いの確保が要請される場所である。個人情報取扱事務の受託業務に従事している者については、その従事者が行う業務自体が、実施機関の職員が行う場合と同じものであり、受託先で個人情報が漏えいした場合に想定される個人の権利利益の侵害は、実施機関で漏えいした場合と異なるものではない。また、審査会委員については、不服申立ての審議にあたって、委員は非開示情報や個人の秘密に属する事項を取り扱うことから、委員が職務上知り得た秘密を漏えいした場合は、公平中立な第三者機関としての審査会の信用が大きく揺らぐことにもなりかねない。

このことから、審査会としては、道における実施機関の職員又は職員であった者(以下「職員等」という。)受託業務従事者(従事していた者を含む。以下同じ。)審査会委員(その職を退いた者を含む。以下同じ。)に対して、条例の各義務に違反した場合に対する罰則を科す規定を新たに設け、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を担保することが適当であると判断した。また、開示請求時に偽りその他不正な手段により開示を受けた者は、厳格な開示制度の秩序を犯したことから、これに対する秩序罰として過料を科すことが適当であると判断した。

- (1) 個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を正当な理由なく提供した職員等又は受託業務従事者への罰則

個人の秘密に属する事項が記録された公文書のうち、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書は、他の公文書と比べて、第三者へ正当な理由なく提供された場合、個人に与える被害は甚大なものとなり、また、それに伴う社会的な影響も大きい。

このため、こうした行為に対する罰則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)で規定

している守秘義務違反に対する罰則の量刑を加重して規定することが適当であり、量刑は行政機関法と同程度とするのが適当である。また、個人情報取扱事務の受託業務従事者が、同様の行為を行った場合であっても、職員等が行った場合と比較しても、被害の程度は何ら異なるものではないことから、受託業務従事者に対しても、職員等と同様に罰則を科すのが適当である。

なお、ここでいう個人の秘密は、地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」と同義であり、個人に関する一般に知られていない事実であって、ほかに知られないことについて相当の利益を有するもの、いわゆる実質秘と解されるものである。

#### (2) 自己等の不正な利益を図る目的で業務に関して知り得た個人情報を提供・盗用した職員等又は受託業務従事者への罰則

業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為は、その個人情報が秘密であるか否かにかかわらず、個人情報保護制度に違反するだけでなく、道民の道政に対する信用を著しく損なうものである。

このことから、こうした行為に対して、罰則規定を設けることとし、量刑は行政機関法と同程度とすることが適当である。また、個人情報取扱事務の受託業務従事者が、同様の行為を行った場合であっても、職員等が行った場合と比較しても、被害の程度は何ら異なるものではないことから、受託業務従事者に対しても、職員等と同様に罰則を科すのが適当である。

#### (3) 職権を濫用して職務以外の用で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員への罰則

職権を濫用して、実質秘である個人情報を収集することは、個人情報保護制度に違反するだけでなく、道民の道政に対する信用を著しく損なうものである。

このことから、こうした行為に対して、罰則規定を設けることとし、量刑は行政機関法と同程度とすることが適当である。

なお、職権濫用を罰則適用の要件としていることから、対象者は受託業務従事者とはせず、実施機関の職員とすることが適当である。

#### (4) 審査会委員の守秘義務違反への罰則

現行条例では、審査会委員に対して守秘義務を課しているが、守秘義務違反に対する罰則規定がない。しかし、審査会では様々な個人情報を取り扱うため、委員が職務上知り得る秘密は多岐にわたり、仮に秘密が漏えいされた場合には、知事の附属機関である審査会の信用が大きく失墜してしまうこととなる。

また、諮問項目 8 の「北海道個人情報保護審査会の統合について」に関連して、現行の北海道情報公開審査会委員の守秘義務違反には罰則規定があることから、統合後の審査会委員に対しても、守秘義務違反への罰則規定を適用することが必要である。

なお、量刑については、情報公開・個人情報保護審査会設置法の規定を踏まえて検討することが適当である。

#### (5) 偽りその他不正の手段により開示を受けた者への罰則

個人情報の開示は、制度上、個人情報の本人に対して行うものであり、条例では、実施機関が開示請求者に対して開示の際に身分証明書等の提示を求めるなど、厳格な本人確認を求めている。

開示請求者が、偽りその他不正な手段により開示を受けた場合には、厳格な個人情報の開示制度の秩序を侵害するものであり、開示手続の適正化を担保する必要があることから、開示請求者に対して秩序罰として過料を科すことが適当である。

なお、過料の額は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 3 項の規定を踏まえ、また、他の条例との均衡を図った上で定めることが適当である。

#### (6) その他

##### ア 両罰規定について

上記(1)及び(2)において、受託業務従事者に対して、職員等と同様に罰則を科すこととしたが、事務を受託した法人等は、罰則の対象にはなっていない。

しかし、個人情報の漏えい、紛失等の不祥事は、実施機関に限らず個人情報取扱事務の受託先で発生するものも想定される。受託業務従事者が個人情報を漏えい等した場合、当該従事者は個人の権利利益の侵害の加害者として当然責めを負うべきであり、職員等と同様に罰則を科すのは当然である。一方、受託した法人等は、加害者である受託業務従事者に対する監督責任を果たせなかったこと、また、個人情報の漏えいを防止するための対策を十分に講じていなかったことに対する責任を負うべきものである。現在、道では、個人情報取扱事務を外部に委託するに当たり、契約上、道は受託した法人等に対して、個人情報の適正な管理のために必要な措置を義務付け、受託した法人等がこれに反している場合、契約の解除又は損害賠償請求といった、民事上の責任を負わせることができるとしているが、罰則といった刑事責任まで負わせることはしていない。

このことから、今後、事務を受託した法人等に対する罰則の規定は、個人情報の組織的な漏えいの可能性、受託業務従事者が行った罰則対象行為に対する法人等の責任をどこまで負わせるべきかなどの問題点の精査を行い、また、他都府県における罰則規定の動向を十分踏まえながら、検討すべきと考える。

## イ 道外犯について

職員等又は受託業務従事者が、道外で個人情報の正当な理由のない提供又は盗用等を行った場合、道内でこうした行為を行った場合と比べても、道や当該個人情報の本人に対する損害の程度は、何ら変わるものではない。

したがって、個人情報の正当な理由のない提供や盗用等が、道外で行われた場合でも、行為者に対して条例に基づく罰則規定が及ぶように検討すべきである。

## ウ 個人の秘密に属する事項が記録された公文書のうち、上記(1)以外のものを正当な理由なく提供した場合

個人の秘密に属する事項が記録された公文書のうち、上記(1)における「一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」以外のものであっても、正当な理由なく提供された場合、道や当該本人に対する被害の程度は、上記(1)の場合と比べても、何ら変わるものではない。

行政機関法では、個人の秘密に属する事項が記録された公文書のうち、上記(1)以外のものを正当な理由なく提供した場合の罰則を規定していない。この場合の罰則については、地方公務員法第 60 条でいう守秘義務違反に対する罰則で対応することも考えられるが、これは「懲役 1 年又は罰金 3 万円以下」の量刑であり、前述(1)～(4)の量刑と均衡を欠くこととなる。また、受託業務従事者が同様の行為をした場合、被害の程度は職員等の場合と何ら異なるものではないにもかかわらず、罰則が及ばないことにもなり、個人情報の保護の観点からみて均衡を欠くと言わざるを得ない。

このことから、個人の秘密に属する事項が記録された公文書のうち、上記(1)以外のものについても、職員等又は受託業務従事者が正当な理由なく提供した場合の罰則は、前述(1)～(4)の量刑との均衡を考慮して、また、他都府県における罰則規定の動向を十分踏まえながら、検討すべきと考える。

### 3 個人情報の利用停止請求・是正の申出について

実施機関による個人情報の取扱いが条例に違反していると認める場合の救済制度として、現行条例で規定している是正の申出制度に替わり、新たに利用停止請求権として権利性を認めることが適当である。

ただし、利用停止請求は、対象となる個人情報が明確に特定されている必要があることから、開示を前提とすることが適当である。

( 説 明 )

#### ( 1 ) 利用停止請求権の必要性について

現行条例では、実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが条例の規定に違反していると認める場合、何人もその個人情報の取扱いについて是正を申し出ることができる。ただし、是正の申出には権利性はなく、また、是正の申出に対して実施機関が行った処理は、行政処分 성격を有しないことから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象にはならない。このため、申出者は実施機関の処理内容に不服があっても、不服申立てや取消訴訟による救済措置を求めることができない。

一方、行政機関法で規定している利用停止請求は、本人が行政機関の長に対して個人情報の利用停止、提供の停止等を権利として求めることができ、また、利用停止請求に対して行政機関の長がとった処分は、不服申立てや取消訴訟の対象となる。

審査会としては、利用停止請求権の必要性について検討したが、今日、個人情報保護の必要性が強く求められており、個人の権利利益の侵害防止をより一層図る必要があることから、実施機関が条例の規定に違反して個人情報を取り扱っていると当該個人情報の本人が認める場合には、現行の是正の申出制度に替わり、本人に対して利用停止請求権という権利を付与することが適当であると判断した。

利用停止請求の対象となる個人情報は、請求権を行使するに当たって、対象となる個人情報が明確になっている必要があること、また、利用停止請求が、開示請求、訂正請求とともに一連の本人関与の仕組みを構成する要素であり、訂正請求が開示を前提としていることとの整合性を踏まえる必要があることから、開示を受けた個人情報とすることが適当である。一方、開示を受けていない個人情報で、個人情報の取扱いが条例の規定に違反していると当該個人情報の本人が認める場合は、現行条例第 32 条の苦情の申出で対応することが適当である。

#### ( 2 ) その他

##### ア 利用停止請求が可能な範囲

利用停止請求は、個人情報の適正な取扱いを担保するためのものであることから、利用停止請求が可能な範囲は、現行条例の是正の申出と同様に、第 7 条の収集の制限、第 8 条の利用及び提供の制限、第 9 条の措置要求、第 10 条の電子計算機を結合する方法による提供の制限及び第 11 条の適正管理の規定に違反していると認められる場合とすることが適当である。

この場合、利用停止によって効果が及ぶのは、利用停止請求の対象となった個人情報であ

り、利用停止前に、当該個人情報に基づいて既になされた行政行為（処分）には、その影響が及ばないと考えることが適当である。

#### イ 利用停止請求ができる期間について

利用停止請求ができる期間の設定については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項による審査請求期間が「処分のおつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内」であること、行政機関法第 36 条第 3 項による利用停止請求の期間が「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内」であること、個人情報の保護を重視する観点から、請求者に対して請求期間をできる限り長く設定するのが望ましいこと、を考慮して、開示を受けた日から 90 日以内とするのが適当である。

また、現行条例で規定している訂正請求についても、現在、訂正請求ができる期間を定めていないことから、利用停止請求と同様に、訂正請求ができる期間の規定を置き、開示を受けた日から 90 日以内とするのが適当である。

#### ウ 利用停止によって、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の取扱いについて

実施機関は、利用停止請求に当たって、必要な調査を行い、請求に理由があると認める場合には、利用停止をしなければならないが、当該個人情報取扱事務の実態によっては、事務自体の停止やオンラインシステムの停止など、事務の停滞を引き起こすおそれがあり得る。

このことから、利用停止を行うか否かについては、利用停止を行うことによって保護される個人の権利利益と利用停止を行うことによって損なわれる公共の利益との比較衡量をした上で、判断することが適当である。

## 参考

### 北海道個人情報保護条例

#### 第3節 是正の申出等

(自己に関する個人情報の取扱いの是正の申出)

第28条 何人も、実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱いがこの条例の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による是正の申出(以下「是正の申出」という。)について準用する。

(是正の申出の手續)

第29条 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した是正申出書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正を求める内容
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(是正の申出に対する措置)

第30条 実施機関は、前条第1項の是正申出書を受理したときは、遅滞なく、是正の申出に係る個人情報の取扱いに関する必要な調査を行った上で当該是正の申出に対する処理を行い、その処理の内容を同項の是正申出書を提出した者に書面により通知しなければならない。

(是正の再申出)

第31条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、是正の再申出(以下「再申出」という。)をすることができる。

2 第14条第2項、第15条第2項、第29条第1項及び前条の規定は、再申出について準用する。

3 実施機関は、前項の規定により準用される前条の規定により再申出に対する処理を行うときは、あらかじめ北海道個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

(苦情の申出の処理)

第32条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

#### 4 受託業務従事者に対して職員（職員であった者を含む。）が負うべき義務と同様の義務を課すことについて

実施機関が個人情報取扱事務を委託する場合、その受託業務に従事する者に対して、実施機関の職員と同様に、個人情報の保護に係る義務を課すことが適当である。

##### （説明）

現行条例では、実施機関が個人情報取扱事務を委託する場合、当該委託契約において、個人情報の保護に関して受託者が講ずべき措置を明らかにすることを義務付けている。また、条例に基づき策定されている「北海道個人情報取扱事務委託等の基準」では、実施機関に対して、事務委託に当たり、受託者の慎重な選定や個人情報保護のための措置に係る受託者に対する十分な説明等に留意するよう定めている。

しかし、個人情報の漏えい、紛失等の不祥事は、実施機関に限らず個人情報取扱事務の受託先で発生するものも全国的に見られ、また、取り扱われる個人情報は、公益性が高く、個人の秘密にかかわるものも含まれていることから、受託業務に従事している者が個人情報を取り扱う際に求められる責務は、実施機関の職員が取り扱う場合と、何ら変わることはない。

このことから、審査会としては、個人情報の保護について、受託業務従事者に対しては、職員等が負うべき義務と同様の義務を課すことが適当であると判断した。また、前述の諮問項目2の罰則についても、職員等と同様に科すことで、その実効性を担保すべきである。

##### 参考

北海道個人情報保護条例

##### （委託に伴う措置）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

##### （職員の義務）

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 5 開示請求に係る対応について

### (1) 裁量的開示について

開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができるようにすることが適当である。

#### (説明)

通常の開示請求では、対象となっている個人情報が条例における非開示情報に該当するか否かを判断した上で、開示等の決定をすることとしているが、非開示情報であっても、開示することが特に必要であると認められる場合が少なからずあると考えられる。行政機関法では、行政機関の長が個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長の裁量によって開示することができるとしている。一方、現行条例では、このような規定はなく、非開示情報は、いかなる場合であっても開示することはできないとしている。

しかし、審査会としては、非開示情報の規定によって保護される利益と開示によって保護される個人の権利利益とを個別、具体的に比較衡量して判断し、個人の権利利益の保護が優先される場合には、非開示情報であっても開示できることとする規定を設けることが適当であると判断した。この場合、現行条例が、個人の権利利益の保護を目的の一つとしていることから、裁量的開示の基準としては、個人の権利利益の保護とすることが適当である。

なお、裁量的開示の決定をするときは、開示となる非開示情報が第三者に関する情報の場合、実施機関に対して第三者に意見書提出の機会を付与することを義務付け、第三者に争訟手続を講ずる機会を確保させることが必要である。

また、非開示条項の規定であるが、現行条例では、非開示情報に該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができるという規定にしている。しかし、裁量的開示との整合性を勘案して、実施機関は、非開示情報が含まれている個人情報の開示請求があった場合には、裁量的に開示する場合を除き、いかなる場合においても開示できないことを条例で明らかにする必要があることから、非開示条項の規定は、非開示情報に該当する場合を除いて、個人情報を開示しなければならないとするのが適当である。

## 5 - (2) 存否応答拒否について

開示請求に係る個人情報の存否を答えるだけで、非開示情報を開示したこととなるもののうち、特に業務に支障が生じると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしない決定をすることができるようにすることが適当である。

なお、こうした決定にあたっては、厳格な運用が必要なことから、決定後速やかに審査会に対して報告することが適当である。

### (説明)

通常の開示請求では、対象となっている個人情報の存否を明らかにして、開示等の決定をすべきものであるが、個人情報によっては、その存否を明らかにしただけで、非開示となるべき情報を開示したこととなる場合がある。行政機関法では、こうした場合に個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

しかし、現行条例では、このような規定はなく、実施機関は開示請求に当たって、対象となっている個人情報の存否を明らかにしなければならない。一方、情報公開条例では、「特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生じると認められる場合」に限定して、実施機関は存否を明らかにしない決定をすることができることと規定している。

審査会としては、個人情報保護制度における存否を明らかにしない決定の規定の必要性について検討したが、個人情報に係る開示請求でも、存否を明らかにしただけで、非開示となるべき情報を開示したことと同様となる場合が想定されることから、個人情報保護条例でも、存否を明らかにしない決定ができる規定を設けることが適当であると判断した。

この場合、情報公開条例のように、存否を明らかにしない決定ができる場合を限定すべきであるが、個人情報保護制度は、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的とする制度であって、何人にも情報を広く公開することを目的とする情報公開制度とは、制度上異なることから、情報公開条例と同様の規定とする必要はない。例えば、内偵捜査、抜き打ち検査又は褒章関係の候補者名簿に関する個人情報の開示請求のように、当該個人情報の存否を明らかにしただけで、内偵捜査や抜き打ち検査の実施の有無が明らかになる場合など、特にその業務に支障が生じると認められる場合に限り、存否を明らかにしない決定ができるようにすることとし、単に非開示決定をすることで保護すべき法益が守られるような場合にまで適用することのないように留意すべきである。

なお、存否を明らかにしない決定は、開示請求に対する決定の例外的なものであることから、その運用は厳格でなければならない。このため、情報公開制度と同様に、実施機関は、存否応答拒否の処分を行った場合、当審査会に処分の具体的な理由等を事後報告することが適当である。

## 6 個人情報の範囲について

### (1) 死者に関する個人情報の取扱いについて

条例において、一定の遺族に対して、一律に死者に関する個人情報に係る開示請求を認めるのは適当ではなく、現行どおり、死者に関する個人情報を開示請求者自身の個人情報と考えられる場合又は社会通念上、開示請求者自身の個人情報と同視できる場合に限定して認めるのが適当である。

#### (説明)

現行条例では、何人も実施機関が保有する自己に関する個人情報について開示請求できる権利を付与されているが、死者は死亡したことによってその権利を行使できる主体とはなり得ない。しかし、現行条例の解釈運用により、死者に関する個人情報であっても、開示請求者自身に関する個人情報と考えられる場合（例 相続人が死亡した被相続人から相続した財産に関する情報を開示請求する場合等）や開示請求者自身の個人情報と同視できる場合（例 死亡した未成年者に関する情報を生前における親権者が開示請求する場合等）には、開示請求者は、自己に関する個人情報として請求できることとしている。

審査会としては、今回の諮問により、一定の遺族に対して、死者に関する個人情報の開示請求を認めることについて検討した結果、現行条例の解釈運用で開示請求を認めている事例以外で、死者と開示請求者を同視し得る根拠が乏しいこと、また、死者に関する個人情報を巡る死者と遺族との利害対立の問題整理が現時点では困難であること、を踏まえた結果、現時点では、一定の遺族に対して、死者に関する個人情報の開示請求を認めることについて、条例に明文化することはせず、現行条例の解釈運用により対応することが適当であると判断した。

なお、個人情報保護関係5法の国会審議の際に採択された附帯決議において、死者に関する個人情報の保護の在り方等については、法律の全面施行後3年を目途として検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨規定されていることから、今後、道においても、国における検討状況の推移を踏まえ、条例による死者の個人情報の取扱いについて検討が必要である。また、現行条例では、実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しており、現行条例での個人情報の定義には死者に関する個人情報を除いていないことから、今後とも、実施機関は死者に関する個人情報についても適正管理に努める必要がある。

#### 参考

北海道個人情報保護条例

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

##### (自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報（第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。）の開示（当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。第21条を除き、以下同じ。）を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

## 6 - (2) 法人等の役員に関する情報の取扱いについて

法人その他の団体の役員に関する情報について、条例では個人情報の定義から除外しているが、役員に関する情報であっても特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、個人情報として位置付けることが適当である。

### (説明)

現行条例では、個人情報の定義を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」としているが、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除外している。このことは、法人等の役員が、法人等それ自体に代わって当該法人等の行為をする機関であり、この場合における法人等の役員に関する情報は、当該法人等についての情報の一部とみなすべきものという考えに基づくものである。

国の行政機関を対象とした行政機関法では、法人等の役員に関する情報を個人情報から除外していないが、これは、個人情報保護の基本法ともいえる個人情報保護法において、個人情報を当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と定義づけ、法人等の役員に関する情報が個人情報として位置付けられていることを踏まえたものである。

審査会としては、法人等の役員に関する情報を個人情報として位置付けることについて検討した結果、役員が法人等の行為をする機関だとしても、法人等の役員に関する情報は特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、個人情報として保護すべき要素が強いこと、法人等の役員に関する情報であっても、法人等の情報と個人情報とを区別し得ないものも存在していること、現行条例で、事業を営む個人の当該事業に関する情報を一律個人情報として位置付けていること、との整合性を踏まえた結果、法人等の役員に関する情報を個人情報として位置付けるのが適当であると判断した。

### 参考

北海道個人情報保護条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

6 - (3) 職員の人事、給与、福利厚生等に関する情報を開示請求等の対象とすることについて

条例では何人も自己に関する個人情報を開示請求できることから、従来、内部管理情報として開示請求の対象外としていた、職員等の人事、給与、福利厚生等に関する情報についても、開示請求の対象とすることが適当である。

(説明)

現行条例では、職員等の人事、給与、福利厚生等に関する情報(以下「人事等情報」という。)を開示請求の対象から除外している。これは、職員等に対して自己の人事等情報の大部分が既に明らかにされていること、また、人事等情報といった内部管理的な情報が、個人情報保護制度の第一義的な目的である道民の権利利益の保護の中に含まれていなかったことによるものである。

一方、行政機関法では、人事等情報を開示請求の対象から除外していない。

審査会としては、職員等であっても道民としての立場もあることから、道民の権利利益の保護の対象に職員等の情報も当然含まれるべきものであること、何人も自己に関する個人情報を開示請求できるという個人情報保護制度の趣旨を踏まえると、職員等が自己の人事等情報を開示請求することを排除するのは、制度の趣旨に反していること、を勘案して、職員等の人事等情報についても開示請求の対象とするのが適当であると判断した。

ただし、職員等の人事等情報であっても、職員等本人に対して開示することにより、職員等の人事、給与、福利厚生等に関する事務の公正かつ適正な執行に支障を及ぼすものもあることから、人事等情報の内容等を十分精査の上、非開示とすべき情報の整理をする必要がある。

なお、現行条例において、職員等の人事、給与、福利厚生等に関する事務は、事務登録簿への登録を不要としているが、内部管理的な情報を職員等以外に明らかにする必要性が乏しいため、今後も従来どおりの取扱いとすることが適当である。

参考

北海道個人情報保護条例

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報(第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。)の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。第21条を除き、以下同じ。)を請求することができる。

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条

3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。

## 6 - (4) 個人情報ファイルについて

個人情報ファイル簿は、条例では採用せず、従来の事務登録簿を継続して採用することが適当である。

### (説明)

行政機関法では、個人情報ファイルを「行政機関が保有する個人情報を含む情報の集合物で、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものや氏名、生年月日等の記述によって容易に検索できるように体系的に構成したもの」と定義している。また、行政機関が保有している個人情報ファイルについて、情報の内容等を記載した個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）を作成し、公表することとしている。

一方、現行条例では、個人情報を取り扱う事務単位で事務登録簿を作成し、公表しているが、個人情報ファイルを規定していない。

ファイル簿と事務登録簿との対象範囲を比べると、ファイル簿は個人情報ファイルのみを対象としているのに対し、事務登録簿は個人情報ファイルのほかに、体系的に構成していない個人情報も対象としていることから、事務登録簿の方が対象範囲が広い。また、公表している記載事項については、ファイル簿、事務登録簿ともに同様の内容となっている。このことから、審査会としては、現在採用している事務登録簿をファイル簿に変更する必要性はなく、引き続き、事務登録簿を作成し、公表していくことが適当であると判断した。

なお、今後、道のホームページを活用するなどの取組を検討し、事務登録簿をより広く閲覧できるようにすることが望ましい。

### 参考

#### 北海道個人情報保護条例

##### (個人情報取扱事務登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
  - (5) 個人情報の対象者の範囲
  - (6) 個人情報の記録項目
  - (7) 個人情報の収集先
  - (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
  - 3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。
  - 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
  - 5 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

## 7 利用目的の明示について

実施機関が個人情報を本人から直接書面で収集するときには、当該個人情報の利用目的を明示することが適当である。また、明示の例外とすべき場合は、行政機関法を参考として、できるだけ限定することが適当である。

### (説明)

現行条例では、実施機関が個人情報を本人から収集する場合、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集することとしている。しかし、実施機関が個人情報の収集時にその収集目的を直接本人に対して明らかにする規定はない。

審査会としては、実施機関に対して、個人情報の慎重な取扱いが強く要請される中、個人情報の当該本人が自己の個人情報の利用目的を認識することは、本人自ら必要な注意を払うための契機となるだけでなく、自己の個人情報がどのように利用されているか分からないことに対する不安、疑念等を払拭するのに有効であると考え。このことから、実施機関が個人情報を本人から直接書面で収集するときは、当該本人に対して当該個人情報の利用目的を明示するのが適当であると判断した。

なお、利用目的の明示は、緊急やむを得ないと認められる場合や収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合などは、明示の例外とする必要がある。その例外規定は、行政機関法を参考として、次のとおりとすることが適当である。

#### 利用目的の明示の例外規定

- ・人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- ・利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- ・利用目的を本人に明示することにより、道の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

### 参考

#### 北海道個人情報保護条例 (収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明であること、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき及び北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

## 8 北海道個人情報保護審査会の統合について

北海道個人情報保護審査会と北海道情報公開審査会とを統合し、北海道情報公開・個人情報保護審査会（仮称）とすることが適当である。

### （説明）

現在、道においては、不服申立ての審議や制度の在り方に対する建議等について、個人情報保護制度に関しては北海道個人情報保護審査会が、情報公開制度に関しては北海道情報公開審査会が、それぞれの権限に基づき対応している。

例年、当審査会における審議は、年に数回程度であるが、条例改正により、公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることに伴い開示請求等が増加する可能性があること、利用停止請求を規定することに伴い、利用停止決定等に対する不服申立てが新たに審査会での審議項目に加わることなど、今後、審査会への諮問事案の増加が想定される。

このため、審査会としては、諮問事案の審議の迅速化及び効率化を図るため、審査会の体制等について検討した。検討の中では、当審査会に部会を置くなどの体制強化を図るという考え方もあったが、近年、道では行財政システム改革が課題となっており、審査会等の附属機関の統合やこれに伴う財政支出の抑制が必要とされていることから、審査会としても、現在置かれている道政の状況も考慮しなければならないこと、個人情報保護制度又は情報公開制度の在り方等を検討する上で、それぞれの制度の趣旨、抱えている課題などを認識しながら議論した方が、それぞれの制度がより充実したものになること、などを勘案した結果、北海道個人情報保護審査会と北海道情報公開審査会とを統合し、北海道情報公開・個人情報保護審査会（仮称）とすることが適当であると判断した。

なお、新たな審査会における委員定数、任期、部会制度、運営方法等の詳細については、別途、北海道情報公開審査会との調整を図った上で検討する必要がある。

## 9 その他

### (1) 不服申立てに係る規定の整備について

条例において、個人情報保護制度に係る開示請求等に対する不服申立ての規定を整備することが適当である。

#### (説明)

##### ア 不服申立ての規定について

現行条例では、開示請求等に対する不服申立てがあった場合、実施機関が当審査会に諮問する旨の規定はあるが、諮問後、実施機関が、不服申立人等に対して諮問があった旨の通知をする規定や第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続の規定はない。

審査会としては、条例で個人情報保護制度上の不服申立てに係る規定を整備し、実施機関及び道民等一般に広く周知するのが適当であると判断した。

##### イ 審査会の調査権限等について

現行条例では、審査会が不服申立ての審議に当たり、不服申立ての対象となった個人情報について、その個人情報を直接見て審議すること（いわゆるインカメラ審理）や一定の方式で分類又は整理した資料（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成及び提出を諮問実施機関に求めるといった調査権限等の規定はなく、不服申立て事案が諮問された都度、当審査会で個別に調査権限等の行使について決定していたところである。

審査会としては、不服申立ての規定の整備に併せて、審査会の調査権限等についても、条例に明文化することによって、審査会の権限の根拠とその範囲を明確にすることが適当であると判断した。

#### 参考

##### 北海道個人情報保護条例

###### 第4節 不服申立てに関する手続

第33条 実施機関は、第16条第1項又は第26条第1項の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法なものであるときを除き、北海道個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

###### 第4章 個人情報保護審査会

###### (設置)

第42条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、知事の附属機関として、北海道個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、知事の諮問に応じこの条例の運営に関する事項を調査審議し、又は個人情報保護制度の在り方について知事に意見を述べることができる。

###### (組織)

第43条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第44条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第45条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(不服申立人等からの意見等の聴取等)

第46条 審査会は、その権限に属する事項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

(秘密の保持)

第47条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長への委任)

第48条 第42条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 9 - (2) 行政機関法で適用除外としている個人情報の取扱いについて

刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、開示、訂正及び利用停止に係る規定の適用から除外することが適当である。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、行政機関法における開示、訂正及び利用停止に係る規定の適用除外としている、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等のうち、実施機関が保有しているものについて、条例の適用から除外することが適当である。

### （説明）

#### ア 刑事事件等に係る個人情報について

行政機関法では、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。以下「刑事事件等に係る個人情報」という。）について、これらの個人情報が開示、訂正、利用停止の対象となることで前科のチェックのために利用されるおそれがあることから、開示、訂正、利用停止に係る規定の適用から除外している。

しかし、現行条例では、こうした規定がないことから、審査会としては、刑事事件等に係る個人情報について、適用除外の規定の必要性について検討した。本来、個人情報保護制度では、何人も自己に関する個人情報を開示請求できるが、犯歴情報といった、刑事事件等に係る個人情報は、例えば、雇用主が従業員の採用に当たって、当該従業員の逮捕歴の有無を確認するために当該従業員に犯歴情報を開示請求させるなど、個人情報が前科のチェックのために利用され、その結果、本人の社会復帰や更生保護上問題となり、本人の不利益になるおそれがあることから、行政機関法と同様に、開示、訂正及び利用停止の対象から除外することが適当であると判断した。

#### イ 行政機関法整備法の規定により行政機関法の適用除外とされた個人情報について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号。以下「行政機関法整備法」という。）では、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等を行政機関法における開示、訂正及び利用停止に係る規定の適用から除外しているが、これは、個別法により自己完結的な閲覧・複写の制度が認められているものは当該制度に委ねるとする趣旨によるものである。情報公開条例では、同様の趣旨で、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等のうち、実施機関が保有している文書として、訴訟に関する書類及び押収物（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2）並びに免許漁業原簿（漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項）を適用除外としている。

このことから、審査会としては、個人情報保護条例でも、行政機関法整備法の趣旨を踏まえ、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等を開示、訂正及び利用停止に係る規定の適用から除外することが適当であると判断した。この場合、情報公開条例と同様に、実施機関が保有している文書である、訴訟に関する書類及び押収物並びに免許漁業原簿について、適用除外とすべきである。

## 9 - (3) 個人情報取扱事業者の取扱いについて

現行条例は、事業者が保有する個人情報の保護に関する規定を置いているが、個人情報保護法が制定されたことを踏まえて、条例の事業者規定を検討したところ、現行規定は法律による事業者規定と両立し得るものと判断し、現行規定を維持することが適当である。

### (説明)

現行条例は、事業者に関して、その定義及び事業者が保有する個人情報の保護について規定しているところであるが、審査会は、条例改正の諮問を受けて、現行条例と平成15年5月に公布された個人情報保護法との整合性について検証し、条例の規定の見直しの必要性について検討した。

#### ア 事業者の定義

現行条例では、事業者を国等を除いた、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人と定義しているが、一方、個人情報保護法では、個人情報取扱事業者を国等を除いた、個人情報データベースを事業の用に供する者のうち、取り扱う個人情報の数が5,000を超える者と定義しており、事業者としての範囲がそれぞれ異なる。

しかし、条例における事業者の定義は、個人情報保護法第3章第3節(地方公共団体の施策)の第12条(区域内の事業者等への支援)における、「その区域内の事業者」(その区域において事業活動を行う事業者一般と位置付けられている)と一致することから、審査会としては、現行の事業者の定義については、個人情報保護法の趣旨に合致するものとし、条例での定義を存続することが適当であると判断した。

#### イ 事業者が保有する個人情報の保護

事業者が保有する個人情報の保護については、条例第3章(第35条～第41条)で定めており、事業者に対する指導助言、是正の勧告等の施策を行っている。

こうした規定は、個人情報保護法第13条(苦情の処理のあっせん等)における「苦情の処理のあっせんその他必要な措置」に合致するものであり、自治体においても、地域の特質に応じた施策が実施できることから、審査会としては、現行条例の規定を踏まえた施策を継続していくことが適当であると判断した。

また、個人情報保護法に基づき、主務大臣が個人情報取扱事業者に対して行う権限行使と現行条例との関係については、法律、条例それぞれ施策の趣旨が異なることから、審査会としては、条例の事業者規定が法律の規定と矛盾抵触することはないものと判断した。

## 参考

### 北海道個人情報保護条例

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

#### (事業者に対する指導助言)

第35条 知事は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導助言を行うものとする。

#### (個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)

第36条 知事は、北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表するものとする。

#### (説明又は資料提出の要請)

第37条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

#### (是正の勧告)

第38条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

#### (事実の公表)

第39条 知事は、事業者が正当な理由なく第37条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、北海道個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

#### (苦情の申出の処理)

第40条 知事は、事業者が保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

#### (出資法人の責務)

第41条 道が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 9 - (4) オンライン結合による提供の制限について

実施機関がオンライン結合により、実施機関以外に個人情報を提供する場合、あらかじめ、当審査会の意見を聴かなければならないという規定は存続させることとするが、一定の場合には、例外とする旨の規定を置くことが適当である。

なお、実施機関は、例外規定に該当するオンライン結合であっても、結合後速やかに、審査会に対して報告することが適当である。

### (説明)

現行条例では、公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、実施機関がオンライン結合によって個人情報を実施機関以外に提供してはならないとしている。また、提供に当たっては、実施機関はあらかじめ当審査会の意見を聴く必要があるとしている。この規定は、オンライン結合が、行政サービスの向上や事務処理の効率化に大きく寄与している反面、情報に随時アクセスすることが可能となり、個人の権利利益を侵害するおそれ大きいと考えられることから、オンライン結合による個人情報の提供に一定の制限を加えたものである。

しかし、高度情報通信社会の進展の中、道は総合行政ネットワーク(LGWAN)を運用し、また、平成16年度から電子申請システムを導入するなどしており、今後とも高度情報通信社会の利便性を活用した道民へのサービスの充実が進められていくことにも配慮する必要がある。

このことから、審査会としては、オンライン結合による、道民の利便性の確保と道民の個人情報保護の必要性を考慮し、現行規定を維持しながらも、一定の場合には、あらかじめ審査会の意見を聴く必要がないとする例外規定を設けることが適当であると判断した。あらかじめ審査会の意見を聴かなくても個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるのは、次のとおりである。

#### オンライン結合の例外規定

- ・法令等の規定に基づくとき
- ・国等と結合する場合で、事務の遂行に必要な限度で使用し、使用することに相当な理由のあるとき
- ・本人の同意があるとき
- ・個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき

なお、例外規定に該当するオンライン結合であっても、個人情報の適正な取扱いの観点から、審査会に対して、結合後速やかに、結合に係る事務の目的や提供する個人情報の内容等を報告することが適当である。

また、上記の例外規定に該当しないオンライン結合は、従来どおり、あらかじめ審査会の意見を聴くことが必要である。

### 参考

#### 北海道個人情報保護条例

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ北海道個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

## 9 - (5) 事案の移送について

事案の移送については、行政機関法と同様、新たに条例に規定することが適当である。

### (説明)

現行条例には、事案の移送に関する規定はなく、実施機関が受けた開示請求の対象文書に他の実施機関の所掌事務に係る情報が記録されている場合は、運用上、当該実施機関は他の実施機関と連絡調整を行うことになっているが、開示等の決定等については、開示請求を受けた公文書を管理する実施機関が行うことになっている。

審査会としては、当該個人情報が他の実施機関により提供されたものである場合や、当該個人情報に他の実施機関の事務に密接な関連のある情報が含まれている場合などは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が、迅速かつ適切な処理が可能となり、開示請求者の利便性が向上すると考えられること、開示等の決定に係る責任の所在が明確になることから、すべての実施機関を対象として、事案の移送を条例で規定するのが適当であると判断した。

ただし、事案の移送をする場合には、開示請求者の意見を聴くなど、開示請求者の不利益にならないよう配慮すべきであり、これを条文上明記する必要がある。

また、訂正請求についても、開示請求と同様に、他の実施機関の判断にゆだねた方が、迅速かつ適切な処理が可能となる場合があることから、事案の移送を認めるのが適当である。

#### 9 - (6) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

第三者に対する意見書提出の機会の付与等については、行政機関法と同様、新たに条例に規定することが適当である。

##### (説明)

現行条例には、第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する規定はなく、実施機関は、開示決定等をするに当たり、開示請求に係る個人情報の中に第三者に関する情報が含まれている場合であって必要があると認めるときは、第三者の意見を聴くこととしている。

審査会としては、第三者の個人情報であっても、その取扱いに十分留意することは当然であり、また、第三者の権利利益の保護を図るため、実施機関が開示決定等をするに当たっては、当該情報に係る第三者に対して意見書を提出する機会を付与すること（任意的な意見書提出の機会の付与）により、より慎重かつ公正な開示決定等の判断を期することが適当であると判断した。

また、裁量的開示を条例に規定することが適当であると判断したことに関連して、非開示情報である第三者に関する情報を裁量的に開示する場合には、実施機関が当該第三者に対して意見書提出の機会を付与することを義務付け（必要的な意見書提出の機会の付与）、第三者に対する適正な行政手続を保障することが適当であると判断した。

この場合、第三者が反対意見書を提出したにもかかわらず、実施機関が開示決定をするときは、当該第三者が争訟の手続を行う機会を確保するため、実施機関は当該第三者に開示決定する旨を通知し、開示決定の日と開示を実施する日の間に一定の期間を置くよう配慮することが適当である。

#### 9 - (7) 大量請求の場合における開示等の決定期間延長について

著しく大量な個人情報の開示請求に限定した開示等の決定期間延長について、条例で新たに規定せず、現行の規定を修正することで対応することが適当である。

##### (説明)

現行条例では、行政機関法のように、著しく大量な個人情報の開示請求があった場合に限定した、開示等の決定期間延長の規定はない。

審査会としては、個人情報保護制度では、著しく大量な個人情報の開示請求がなされるような事例が想定し得ないこと、実施機関が一個人に係る個人情報を著しく大量に保有している事例が、まれな事例を除いて考え難いこと、現行条例でも、やむを得ない理由の場合、開示等の決定期間延長に係る規定に基づき、個別具体的な事例に応じて判断することとしていることから、条例に著しく大量な開示請求の場合に限定した決定期間の延長を規定するべきではなく、現行規定を修正して対応するのが適当であると判断した。

なお、現行規定の修正に当たっては、開示等の決定期間の延長期限の明確化を図るなど、開示請求者に対して開示等の手続を明確に示す必要がある。

参 考

1 北海道個人情報保護審査会の審議状況

日 程	審 議 内 容
平成15年	
11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事から審査会への諮問</li> <li>・ 諮問項目の説明</li> <li>・ 審議 「罰則規定について」</li> </ul>
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「個人情報の利用停止請求・是正の申出について」</li> <li>「受託業務従事者に対して職員(職員であった者を含む)が負うべき義務と同様の義務を課すことについて」</li> <li>「裁量的開示について」</li> <li>「存否応答拒否について」</li> </ul>
12月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「死者に関する個人情報の取扱いについて」</li> <li>「法人等の役員に関する情報の取扱いについて」</li> <li>「職員の人事、給与、福利厚生等に関する情報を開示請求等の対象とすることについて」</li> <li>「個人情報ファイルについて」</li> <li>「利用目的の明示について」</li> </ul>
12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「職員の人事、給与、福利厚生等に関する情報を開示請求等の対象とすることについて」</li> <li>「北海道個人情報保護審査会の統合について」</li> <li>「不服申立てに係る規定の整備について」</li> <li>「行政機関法で適用除外としている個人情報の取扱いについて」</li> </ul>
平成16年	
1月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「オンライン結合による提供の制限について」</li> <li>「事案の移送について」</li> <li>「第三者に対する意見書提出の機会の付与等について」</li> <li>「大量請求の場合における開示等の決定期間延長について」</li> </ul>
1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて」</li> <li>・ 道警本部から意見聴取</li> </ul>
2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて」</li> <li>・ 道警本部から意見聴取</li> </ul>
2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて」</li> <li>・ 道警本部から意見聴取</li> </ul>
3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて」</li> </ul>
3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて」</li> </ul>
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて」</li> </ul>
4月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて」</li> <li>・ 道警本部から意見聴取</li> </ul>

日 程	審 議 内 容
平成16年	
4月26日	・審議 「罰則規定について」
5月13日	・審議 「罰則規定について」 「死者に関する個人情報の取扱いについて」 「職員の人事、給与、福利厚生等に関する情報を開示請求等の対象とすることについて」 「利用目的の明示について」
6月11日	・答申案素案について審議
6月22日	・答申案素案について審議
6月29日	・答申案について審議及び決定

## 2 北海道個人情報保護審査会の委員名簿（平成16年6月29日現在）

（五十音順）

氏 名	役 職 名	備 考
浅 松 千 寿	弁護士	
岡 田 信 弘	北海道大学大学院法学研究科教授	会長
笹 原 嘉 弘	札幌テレビ放送（株）取締役編成局長	
福 士 明	札幌大学法学部教授	
本 城 孝 一	弁護士	副会長